

資料 5

第 7 6 回

佐賀市水対策市民会議

総会資料

【第 5 号議案】

河川清掃参加に向けたパートナーシップづくり
について

河川清掃参加に向けた パートナーシップづくり

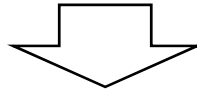
1. 河川清掃参加に向けたパートナーシップづくり

現況・課題

企業等にも協力を求めたいと思う地域の思いと社会貢献をしたいと思う企業等との思いが上手く合致していない。

取組の方向性

- ・河川清掃等への強制性がないように留意しながら、企業等や学校等に対し、「社会貢献活動としての河川清掃への参加、関り方」を促す取り組みとする。
- ・河川清掃参加のモチベーションが上がるような仕組みを検討し、企業等と行政（市）、企業等と地域（自治会）のパートナーシップの構築を図る。



具体的な取り組みの方向性

河川清掃参加に向けたパートナーシップづくり

【企業等とのパートナーシップづくり】

企業や学校等の河川清掃への参加協力は、春と秋の河川清掃の時期に合わせて、市内の企業、学校等に協力依頼の通知を送付し、実施企業から実施報告書が提出されている。

そこで、この関係を発展させ、会員組織の体制を整えることで、企業等のモチベーション向上のための情報提供等を行い、また、市ホームページで会員を公表して企業等の社会貢献活動を発信する。

さらに、河川清掃を実施していない企業等に対し、会員組織の活動内容を伝え、河川清掃活動に必要な情報等を入手しやすくし、清掃活動への参加につなげる。

(令和5年度第1回委員会にて提案)

2. 企業への聞き取り調査

■調査概要

- 趣 旨 企業等とのパートナーシップづくりのため、会員制度に対する関心度や入手したい情報等について企業の意向を確認する。
- 対 象 河川清掃を積極的に実施している企業等 7社
業種等：建設、製造、娯楽、福祉、宗教、ボランティア
- 期 間 令和5年11月
- 方 法 ヒアリング

(1) 河川清掃の実施状況

※【 】内の数字は、回答した企業等の数

河川清掃の実施者

- ・全員
- ・実施日にシフトが入っている者
- ・日頃から現場に行かない者
- ・各部署から1名～3名
- ・係長クラス以上 + 技能実習生

実施場所

- ・自社の敷地の周囲【6】
- ・地元自治会内【1】

実施日・実施時間

- 休日
 - ・早朝 [理由]休日を有効活用するため【1】
 - ・午前中 [理由]多くの人に参加できるようにするため【3】
- 平日（勤務時間）
 - ・夕方 [理由]汚れるため、そのまま帰ることを想定【1】
 - ・午後 [理由]自治会実施の前後の水深が浅い日に実施【1】
 - ・その他 [理由]定例の業務の合間のやりやすい時間帯に実施【1】

自治会との調整

- ・自治会に日程を伝えている【4】
- ・自治会に日程を伝えていない【3】

市の制度の利用

- 清掃道具の貸出
 - ・利用【7】
 - ・未利用【0】
- ごみの回収
 - ・利用【7】
 - ・未利用【0】

安全面への配慮

- ・刈払機を使用する際は、ゴーグルを着用し、10m以内に近寄らない。
- ・熱中症対策として50分間実施後10分間休憩し、水分補給をこまめにする。
- ・水分確保のためペットボトルを事前に配布。
- ・斜面で足を滑らせないように注意を促す。
- ・草の繁茂が著しいときは、事前に下準備の草刈りをしておく。
- ・若い人が河川に入る。
- ・子どもは川に入らず、草の回収のみ行う。

河川清掃の工夫

- ・セブン・イレブン記念財団の助成金を受け、刈払機・鎌・マスク・手袋等の道具を揃えた。
- ・刈払機3台とチェーンソーで、業務の合間に少しずつ実施している。
- ・範囲が広いので、社内で持っている刈払機や、自宅から刈払機を持参して使用している。
- ・休日実施のため、参加者全員にビール券、おにぎり、飲み物を渡している。
- ・男性が川に入り、女性は上でごみを受け取って運んでいる。

河川清掃を行っていて良かった点

- ・事業所周辺がきれいになる。
- ・ヘビなどの害虫対策ができる。
- ・普段は話をしない人とコミュニケーションがとれる。
- ・河川清掃で自治会との関係性を深めることができる。
- ・近隣・地域への貢献ができる
- ・社会貢献について施設利用者に伝えることができる。

実施にあたり困難と感じる点

- ・シフトがぎりぎりであるため、道具の借用が間に合わない場合がある。
- ・大人数で行っているが、道具に限られるため、手持ち無沙汰になる人がいる。
- ・ごみの回収が遅い場合がある。
- ・水深が深いときがあるので、水が引いているときを狙って実施している。
- ・川底の泥土に足を取られる。
- ・外来種が繁茂している場所がある。
- ・水路の法面が急な斜面になっているので、川に落ちる心配がある。

(2) パートナーシップづくりに対する考え

会員制度への登録

- ・登録してもよい【7】

河川清掃に必要な情報について

○知りたい情報

- ・現状で特に不足はない【7】

○他の企業の取組事例

- ・特に必要ない【4】
- ・はじめて実施する事業所は必要になるのではないか。
- ・事例があったら参考にはなる。

○情報の入手方法

- ・メールは担当者が変更になるとアドレス変更が必要になるため、郵送がよい。
- ・回覧するので文書でもらいたい。

表彰制度（モチベーション向上への効果）

- ・当たり前に行っていることなので、特にモチベーションは上がらない【5】
- ・ホームページに掲載すれば、社外向けにPRできる。
- ・社内で情報共有はする。
- ・市外の人にもPRをしてもよい。
- ・施設利用者で河川清掃参加者へのモチベーション向上につながっている。

市の傷害保険の利用について

- ・勤務中のため労災で対応【5】
- ・現在は保険を意識していないが、手続きが簡単であれば利用したい【1】
- ・市の傷害保険を適用中【1】

所在地の自治会からの河川清掃の要望への対応について

- ・現行の河川清掃以外の場所は困難【4】
- ・自治会から要望があれば検討する【3】
 - ・現行の場所の掃除をせずに自治会からの要望に応えることになる。
 - ・離れたところや量が多いと難しい。
 - ・余力があれば行いたい。

河川清掃の実施企業としてのホームページ等掲載

- ・詳しい活動や写真等も積極的に掲載したい【4】
- ・詳しい活動の掲載はよいが、写真は社内で検討が必要【3】

河川清掃を実施していない企業が河川清掃に取り組むために効果的なこと

- ・河川清掃を実施している企業を公表すれば、実施していない事業所のやる気につながる。
- ・入札の加点対象となるといった、わかりやすいメリットを示す必要がある。
- ・休みの日に実施するのであれば、インセンティブが必要。
- ・残業がない日の勤務時間内に1時間だけ河川清掃をしてもらうことを呼びかけると効果的。
- ・取っ掛かりとしては、自治会に声をかけてもらうと、自治会からやり方も教えてもらえる。
- ・事業所によっては河川が近くになく、地域行事にわざわざ入り込むのも難しい。
- ・会社周辺の3Sであればするが、周辺に川がない企業はなかなか実施しない。
- ・人数が少ない企業は難しい。

(3) 聞き取り調査の整理

- ・会員制度については、ほとんどの企業等が参加してもよいと考えており、河川清掃をするにあたって新たな情報等は必要ないが、佐賀市ホームページへの会員情報の掲載については、写真等を含めた詳しい活動内容を載せたいとの意向であった。

- ・企業等の取組事例については、既に河川清掃を実施している企業等はあまり関心がなかったが、新たに始める際には役立つとの意見があった。
- ・休日にボランティアとして河川清掃を実施する企業等は、佐賀市の傷害保険に対して関心をもっていた。
- ・表彰制度については、従業員等のモチベーション向上につながりにくいとの意見も多かったが、企業内への掲示やホームページでの公開など、企業等のPRとして活用されている例があった。
- ・企業等が実施する際に、河川清掃道具が不足している場合があった。
- ・河川清掃の日程等について自治会に伝えていない企業等が半数弱あり、企業等・自治会間で情報があまり共有されていなかったが、企業等によっては、自治会から依頼があれば別の場所を実施してもよいと考えていた。

(4) 企業等の河川清掃の課題

- 自社敷地の境界に水路がない企業等は、河川清掃への関心が低い。



市のホームページ等で企業等の河川清掃の取り組み状況がわかるようにし、河川清掃に取り組んでいない企業の河川清掃への関心を高め、清掃活動参加へつなげる。

- 市の傷害保険制度や河川浄化功労者表彰制度についてあまり知られていない。



傷害保険や表彰について積極的に企業等に周知し、河川清掃への意欲を高めるとともに、清掃活動に着手していない企業等が参加をためらう要因を解消する。

- 自治会と企業等の清掃日が集中し、河川清掃道具が不足する場合がある。



企業等には、「川を愛する週間」期間外の日程での実施も案内する。

- 河川清掃の情報を自治会と共有できていない場合がある。



河川清掃に取り組む企業等の情報を自治会が入手できるようにする。また、河川清掃に取り組みたい企業等には、周辺の水路の状態や自治会の活動状況を伝え、自治会と企業等との情報の共有を図る。

3. 企業等とのパートナーシップづくり

目的

河川清掃活動を実施している企業等と市のパートナーシップを構築し、企業等の河川清掃参加のモチベーションの向上を図るとともに、河川清掃活動を実施していない企業等の新規参加につなげる。

対象者

市内企業、学校等

実施内容

(1) 協力企業等の登録

市内の河川・水路の清掃に積極的に取り組んでいただいている企業等を「河川清掃の協力企業等」として登録します。

(2) 企業等の取り組みのPR

登録した企業等の河川清掃の取り組み状況（実施内容、写真等）を佐賀市のホームページへ掲載し、企業等の社会貢献活動を市内外にPRし、企業等のイメージアップを図ります。

(3) 市の傷害保険制度の適用

協力企業等で、休日にボランティアで河川清掃を実施し、清掃活動中の事故について市の傷害保険の利用を希望するところには、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保障保険」での対応を可能にします。

(4) 河川浄化功労者表彰制度の周知

協力企業等を積極的に河川浄化功労者として表彰することで、企業等の河川清掃活動のモチベーション向上を図ります。

(5) 市の河川清掃道具の貸し出し・ごみ回収制度の利便性向上

借用する清掃道具の数が多企業等には、「川を愛する週間」の期間以外での実施についても案内し、清掃道具の不足とごみ回収の遅延を減らします。

(6) 自治会と企業等との情報共有の強化

市のホームページ等を通じて、自治会が河川清掃に取り組む企業等の情報を入手できるようにします。また、河川清掃に取り組みたい企業等には、周辺の水路の状態や自治会の活動状況を伝え、清掃活動に着手できるよう支援します。